



# 三重県青少年 健全育成条例の あらまし



次代を担う青少年が、心豊かでたくましく成長することは県民すべての願いです。  
青少年の健全な育成は、社会全体の責務であり、家庭、学校、地域社会が一体となって  
取り組むことが大切です。

## 県民の皆様のご理解とご協力を

### 条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務等を明らかにし、県が行う  
施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある  
行為を防止することにより、青少年を保護し、健全な育成を図ることを目的としています。

### この条例で青少年とは、18歳未満の者をいいます

#### 毎月5日は「青少年の日」（第9条）

三重県では、毎月5日を「青少年の日」と定めています。

子どもたちとともに活動できる行事等を企画し、子どもたちの積極的な参加を呼びかけ、地域の絆を深めましょう。

#### 毎月第3日曜日は「家庭の日」（第9条の2）

三重県では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

家族で一緒に過ごす時間を大切に、子どもたちとのコミュニケーションを図っていきましょう。

### 基本理念（第4条）

何人も、青少年が社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮しなければなりません。

### 県の責務（第5条）

県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、実施します。

施策の策定と実施には、青少年や県民の自主的な活動や運動を基本としてこれを支え努力が実を結ぶように配慮して、積極的・効果的に行います。

### 県民の責務（第6条）

県民は、あらゆる生活の場において、積極的な対応と指導が青少年の人格形成に大きくかかわることを自覚して、地域社会において相互に連携し、青少年の健全育成に努めましょう。

### 保護者の責務（第7条）

保護者は、青少年を健全に育成することが責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督、保護、教育するように努めましょう。

## ●保護者の責務に関する事項●

#### ●深夜における外出の制限（第19条）

深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。

#### ●インターネット利用環境の整備（第18条の6）

保護者は、青少年にインターネット上の有害な情報を閲覧、視聴等させないように努めましょう。

また、インターネットの利用に伴う危険性やインターネット利用に関するマナーなどについて教育に努め、健全な判断能力の育成を促しましょう。

#### ●フィルタリングサービス不要申出に係る書面等の提出等（第18条の7）

保護者は、青少年が使用する携帯電話にフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合、携帯電話事業者（販売店）に正当な理由を記載した書面等を提出しなければなりません。

#### ●青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の提出等（第18条の8）

保護者は、青少年が使用する携帯電話にフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない申出をする場合、携帯電話事業者（販売店）に同措置を希望しない理由を記載した書面等を提出しなければなりません。

#### ●携帯電話端末等の利用に関する責務（第18条の10）

保護者は、青少年の携帯電話の使用にあたって、そのインターネットの利用状況を適切に把握し、利用に関するルールを作るなど、適切な利用を確保するように努めなければなりません。

### 県と市町との協働（第7条2）

県は、市町に対し、県と協働してその地域に応じた青少年の健全な育成に関する施策を策定し、実施するとともに、県の施策に協力することを求めます。

## 有害興行の観覧禁止等（第 11 条） 事業者向け

青少年に観覧させることが相応しくない興行を有害興行<sup>※1</sup>として指定します。

興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはいけません。

**罰則 10万円以下の罰金**

興行者は、有害興行<sup>※1</sup>を行うときは、有害興行の指定を受けた旨、青少年の入場を禁止する旨の提示をしなければいけません。

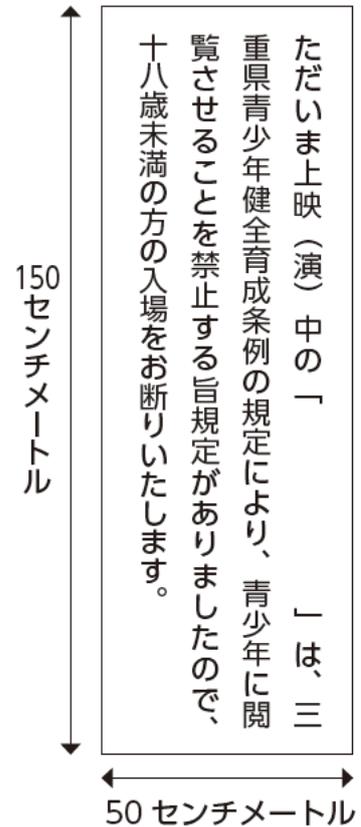
**罰則 3万円以下の罰金**

※1 有害興行とは？

- ・著しく性的感情を刺激するもの。
- ・著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するもので知事が指定したものをいいます。



### 掲示様式



## 有害図書類の譲渡・交付禁止等（第12条） 事業者向け

図書類の内容が青少年に見せ、読ませ、聞かせることが相応しくないものは、有害な図書類として指定します。

図書類取扱業者は、有害な図書類を青少年に見せ、読ませ、聞かせないようにしなければなりません。

図書類取扱業者は、有害な図書類を青少年に譲渡、交付してはいけません。

**罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**

### 有害な図書類とは？

知事が青少年健全育成審議会の意見を聴いて個別に指定します。

- ①著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ②著しく粗暴性又は残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの

個別指定

個別に審査することなく、一定基準を満たすものを指定します。

#### ①書籍・雑誌等

卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載した紙面のページ数が20ページ以上又は総ページ数の5分の1以上あるもの

#### ②ビデオテープ・DVD等

卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面の時間が合わせて3分を超えるもの

#### ③表紙・包装箱

卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するもの

包括指定

知事が指定する図書類取扱団体が指定したものを有害指定します。

#### 〈指定した団体の識別マーク〉

- 特定非営利活動法人  
コンピュータエンターテインメント  
レーティング機構（通称CERO）



（平成18年7月1日指定）

- 一般社団法人  
コンピュータソフトウェア  
倫理機構



- 一般社団法人  
映像倫理機構



（平成24年3月6日指定）

- 一般社団法人  
日本コンテンツ  
審査センター



（平成28年3月1日指定）

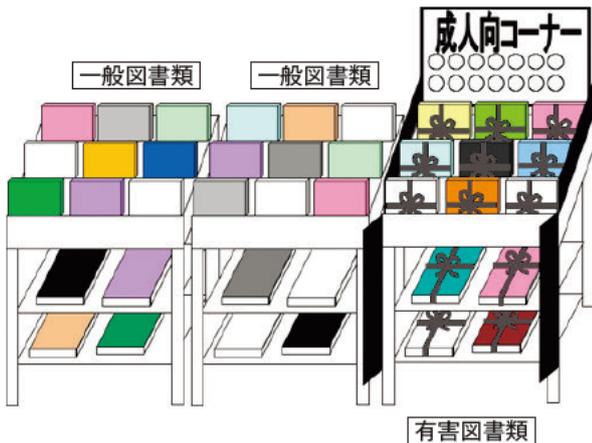
団体指定

## 有害な図書類の陳列方法等（第 13 条） 事業者向け

図書類取扱業者が、有害な図書類を陳列するときは、屋内に置き、他の図書類と区分して青少年の目に触れないような方法をとらなければなりません。

知事は、陳列方法が適切でない場合は、改善勧告や改善命令を行うことができます。

**罰則 10 万円以下の罰金**



## 成人向コーナー

三重県青少年健全育成条例の規定により、18 歳未満の方の購入・閲覧をお断りします。

## 有害な刃物やがん具類の譲渡・交付禁止等（第 14 条） 事業者向け

刃物類やがん具類の販売業者等は、有害な刃物類<sup>※2</sup>や有害ながん具類<sup>※3</sup>を青少年に譲渡・交付してはいけません。

**罰則 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**

### ※2 有害な刃物類とは？

- ①形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあるもので知事が指定したもの
- ②犯罪を誘発、助長するおそれがあるもので知事が指定したもの



### ※3 有害ながん具類とは？

- ①形状、構造、機能等が人体に危害を及ぼすおそれがあるもので知事が指定したもの
- ②形状、構造、機能等が著しく性的感情を刺激するもので知事が指定したもの
- ③犯罪を誘発、助長するおそれがあるもので知事が指定したもの
- ④圧縮空気、圧縮ガス等を利用し、弾丸等を発射するがん具で 0.49 ジュール/cm<sup>2</sup>以上の力があるもの
- ⑤専ら性交又はこれに類する行為に使用するがん具類

### 〈収納禁止〉

図書類、刃物類、がん具類を販売する業者は、有害な図書類や有害ながん具類等を自動販売機に収納してはいけません。

図書類貸付業者は、有害な図書類を自動販売機に収納してはいけません。

**罰則 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**

自動販売機、自動貸出機に収納されている図書類が有害指定されたときは、直ちに自動販売機又は自動貸出機から撤去しなければいけません。

### 〈届出〉

自動販売機等または自動貸出機を設置しようとするときは、あらかじめ（新たに自動販売機等を設置する前に）知事に届け出なければいけません。

また、届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

**罰則 10 万円以下の罰金**

### 〈管理者の設置〉

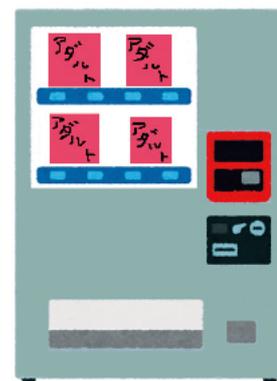
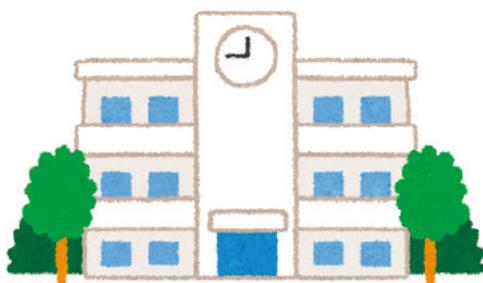
自動販売機等を設置する者は、自動販売機等ごとに設置場所と同一市町の区域内に住所を有する管理者を置かなければなりません。

### 〈届出表示〉

届出をした自動販売機には、当該届出事項を見やすい箇所に明瞭に表示しなければなりません。

### 〈設置場所〉

自動販売機等にて、青少年の健全育成上好ましくない図書等を販売または貸し出そうとする者は、学校・図書館・児童福祉施設・都市公園・公民館・博物館等の敷地の周囲 200 メートル以内の区域に、自動販売機等を設置しないように努めなければなりません。

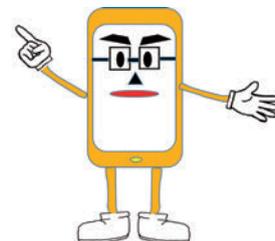


## インターネット利用環境の整備（第18条の6）事業者向け 県民向け

保護者や学校・勤務先の関係者など、青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用する際、有害情報を閲覧させないように努め、有害情報に関する健全な判断能力（メディアリテラシー）の育成が図られるように啓発、教育に努めなければいけません。

インターネットカフェなどの経営者は、フィルタリングソフトウェア（有害情報の閲覧を制限するソフトウェア）の活用等により、青少年に有害情報を閲覧させないように努めなければいけません。

パソコン・携帯電話の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者はフィルタリングソフトウェア等について情報提供を行うよう努めなければいけません。



## スマートフォン等の携帯電話契約時の規定（第18条の7～8）事業者向け 県民向け

情報化社会が急速に進み、パソコンやスマートフォン等がインターネットを介した便利なコミュニケーション手段として青少年に広く浸透しています。

ネット上には、青少年にとって有害な情報が氾濫しており、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例も生じています。

そこで、三重県では、青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリングの普及を促進するため、保護者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、下記の義務を課しています。

### 保護者の義務

保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出を事業者にするときは、青少年が使用する携帯電話の利用状況を適切に把握する等により、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないようにすること等を記載した**書面等の提出**が必要です。

保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した**書面等の提出**が必要です。

### 事業者の義務

保護者がフィルタリングサービス不要申出時に提出した書面等の保存及び保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置の不要申出時に提出した**書面等の保存**を義務付けられています。



## 深夜外出の制限（第19条） 事業者向け 県民向け

### 深夜とは午後10時から翌日午前5時までをいいます

#### 〈保護者の努力義務〉

保護者は深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。

#### 〈連れ出し等の禁止〉

何人も、保護者の委託や同意を得る等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

**罰則 10万円以下の罰金**



#### 〈深夜営業者の努力義務〉

深夜営業者は、深夜にその施設内や敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければなりません。

## 深夜における遊技場等への入場禁止等（第19条の2） 事業者向け

次の営業を営む者は、保護者同伴の場合を除くほかは、深夜に青少年を客として入場させてはいけません。

**罰則 10万円以下の罰金**

#### 入場が制限される施設

- ①カラオケボックス
- ②ゲーム機を設置している店舗（風適法<sup>※4</sup>で許可されたゲームセンターを除く）
- ③インターネットカフェ
- ④マンガ喫茶

#### ※4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

さらに深夜営業を行う場合は、入場者の見やすい箇所に深夜入場禁止の掲示をしなければいけません。

**罰則 3万円以下の罰金**

三重県青少年健全育成条例の規定により、午後十時から翌日の午前五時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

縦・横両方可です。  
長辺は30cm以上、短辺は20cm以上としてください。

三重県青少年健全育成条例の規定により、午後十時から翌日の午前五時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

## 使用済み下着の買受等の禁止（第 20 条 2） 事業者向け 県民向け

何人も、青少年から使用済み下着を買ったり、売却の委託を受けたり、売却の相手を紹介してはいけません。

また、これらの行為が行われることを知って、そのための場所を貸してはいけません。

**罰則 30 万円以下の罰金**  
**50 万円以下の罰金（業として行った場合）**

## 勧誘行為の禁止（第 20 条の 3） 事業者向け 県民向け

何人も青少年に対して、次の行為をしてはいけません。

- ① 青少年が使用した下着を売却するように勧誘すること
- ② 接待飲食等営業<sup>※5</sup>で客に接する業務に従事するように勧誘すること
- ③ 接待飲食等営業（風適法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する営業に限る）の客となるように勧誘すること
- ④ 性風俗関連特殊営業<sup>※6</sup>で客に接する業務に従事するように勧誘すること

**罰則 30 万円以下の罰金**

※ 5 接待飲食等営業とは…キャバレー・ホストクラブなど

※ 6 性風俗関連特殊営業とは…ファッションヘルス・デリバリーヘルスなど

## 薬品の譲渡又は交付の禁止等（第 21 条） 事業者向け 県民向け

何人も、睡眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する医薬品その他の薬品等で、規則で定めるもの（以下「薬品等」という。）を青少年が不健全な目的に使用するおそれがあると認められるときは、当該薬品等を青少年に譲渡し、または交付してはいけません。

何人も、薬品等を不健全な目的に使用することを青少年に勧誘し、または強要してはいけません。

**罰則 20 万円以下の罰金**

### 薬品等の指定

- ① 医薬品、医療機器等法の規定に基づき、厚生労働大臣が習慣性のあるものとして指定した医薬品
- ② 鎮痛剤にしようしているアロバルビタール・アミノピリン複合体及びその製剤
- ③ 鎮咳剤に使用されている塩酸エフェドリン及びその製剤
- ④ 有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げるもの）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の 5 パーセントを超えて含有するもの）

## 入れ墨の禁止等（第 22 条） 事業者向け 県民向け

何人も、青少年に入れ墨をしてはいけません。  
また、青少年に入れ墨をするよう勧誘したり、入れ墨をするこ  
をあっせんしてはいけません。

**罰則 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**



## いん行・わいせつな行為の禁止（第 23 条） 県民向け

何人も、青少年に対して、いん行やわいせつな行為をしてはいけません。

**罰則 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金**

何人も青少年に対して、いん行やわいせつな行為を教えたり、  
見せてはいけません。

**罰則 10 万円以下の罰金**



## 有害な行為の為の場所提供等の禁止（第 24 条） 事業者向け 県民向け

何人も、青少年が次のような行為を行うことを知りながら、  
場所を提供したり、あっせんしてはいけません。

①いん行又はわいせつな行為

**罰則 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**

②賭博類似行為で青少年に射幸心をおこさせるおそれがある  
もの

③薬品等を不健全な目的に使用する行為

④喫煙又は飲酒

**罰則 20 万円以下の罰金**



## 非行等を助長する行為等の禁止（第 24 条の 2） 県民向け

何人も青少年に対して、著しい非行集団に加入することの強要や集団からの脱退を妨害  
してはいけません。

**罰則 50 万円以下の罰金**

何人も、青少年が著しい非行を行うことや著しい非行集団から脱退することを容認するこ  
とに関して、対償として金品等の利益の要求や受け取りをしてはいけません。

また、紛争を解決することの対償として金品等の利益の要求や受け取りをしてはいけません。

**罰則 6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金**

## 青少年健全育成協力店運動

三重県では、「本条例」の趣旨に基づき、「青少年健全育成協力店」運動を実施しています。

この運動は、地域の店舗の理解・協力を得る事により、子どもたちが非行に走らず、安全安心に過ごすことができる地域社会を実現し、次代を担う青少年を健全に育成していこうというものです。

この運動に賛同し、子どもたちの健やかな成長の支援に取り組む店舗は、協力店として店内にプレートを表示し、啓発に努めています。

## 青少年健全育成協力店

子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりに努めます

三重県

### 立入調査（第36条）

知事が指定または任命した立入調査員や警察官は、この条例の施行に必要な限度内で、インターネットカフェやコンビニなどの関係場所に立ち入り、調査、質問、資料の提出を求めることができます。

この調査を正当な理由なく、拒み、妨げ、又は忌避できません。

**罰則 3万円以下の罰金**



### 問い合わせ先

三重県子ども・福祉部 少子化対策課  
〒514-8570  
三重県津市広明町 13 番地

電話 059-224-2269  
FAX 059-224-2270  
Eメールアドレス shoshika@pref.mie.jp

## 非行・不登校・虐待・心身の発達

【児童相談所】 月～金 8:30～17:15

年末年始を除く

北勢児童相談所	059-347-2030
中勢児童相談所	059-231-5666
南勢志摩児童相談所	0596-27-5143
伊賀児童相談所	0595-24-8060
紀州児童相談所	0597-23-3435

## いじめ・非行・不登校・教育（保育）など

【三重県総合教育センター】

- 電話相談 059-226-3729  
月・水・金 9:00～21:00  
火・木 9:00～17:00  
年末年始を除く
- 面接相談（予約制） 059-226-3729  
月・水・金 9:00～21:00  
火・木 9:00～21:00  
年末年始を除く
- いじめ電話相談 059-226-3779  
毎日 24時間

## 子どものための相談電話

- こどもほっとダイヤル 毎日 13:00～22:00  
0800-200-2555 年末年始除く

## 育児や子育ての悩みなど

【三重県児童相談センター】

- 子ども家庭相談 毎日 13:00～21:00  
059-233-1425 年末年始除く

## 心の発達や悩みなど

【子ども心身発達医療センター】

- 子どものこころの相談電話 059-253-2030  
月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

## 病気や健康、薬の服薬方法など

- みえ子ども医療ダイヤル # 8000  
毎日 19:30～翌朝8:00  
ダイヤル式、ひかり電話、IP電話の場合など  
# 8000 でつながらない場合  
059-232-9955

## 非行・犯罪・被害少年など

【三重県警察】

- 少年相談 110番 0120-41-7867  
月～金 9:00～17:00 年末年始除く
- 少年サポートセンター 月～金 9:00～17:00  
年末年始除く  
北勢少年サポートセンター（四日市南署内）  
059-354-7867  
中勢少年サポートセンター（津署内）  
059-227-7867  
南勢少年サポートセンター（伊勢署内）  
0596-24-7867  
伊賀少年サポートセンター（名張署内）  
0595-64-7837

## その他相談窓口

【青少年補導センター】

- 桑名市生涯学習・スポーツ課 0594-24-1245
- 四日市市こども未来部青少年育成室 059-354-8247
- 鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課 059-382-9140
- 亀山市青少年総合支援センター 0595-82-6000
- 津市青少年センター 059-228-4655
- 松阪市青少年センター 0598-26-8266
- 伊勢市青少年相談センター 0596-22-7894
- 鳥羽市青少年サポートセンター 0599-25-1268
- 志摩市青少年補導センター 0599-44-0339
- 伊賀市青少年センター 0595-24-3251
- 名張市青少年補導センター 0595-63-7867
- 尾鷲市少年センター 0597-23-8295

## ひきこもり・依存症・自殺予防等の相談

【三重県こころの健康センター】

- ひきこもり・依存症専門電話相談 059-253-7826  
水曜日 13:00～16:00 祝日・年末年始除く
- 自殺予防・自死遺族電話相談 059-253-7823  
月曜日 13:00～16:00 祝日の場合は火曜日  
年末年始除く

- 子どもの人権 110番 0120-007-110  
月～金 8:30～17:15 全国共通フリーダイヤル
- チャイルドラインM I E 0120-99-7777  
月～土 16:00～21:00  
子どもの心を受け止める18歳までの子ども専用電話